

宇治市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年10月18日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和5年9月15日（宇治市監査委員公表第16号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 上下水道部 営業課・水道総務課

監査期間 令和5年6月1日～令和5年7月26日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>修繕費支出状況について</p> <p>量水器取替に伴う修繕業務において支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出負担行為の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であったため、手順書の見直しを行うとともに、業務担当者を複数担当制に変更し、適切な時期に支出負担行為を行うこととしました。また、業務完了後遅滞なく支払い手続きを行うよう課内での徹底を図りました。</p>